

# 軽乗用車による貨物運送事業について

令和4年10月27日

貨物軽自動車運送事業とは、他人の依頼を受けて有償で貨物を運送する事業の事です。

これまで、貨物軽自動車事業に使用できる車両は、軽トラック・バン型の車両に限られていましたが、今回の改正により乗用車も使用可能となりました。

## I 貨物軽自動車運送事業 開業に要する条件

### 1. 車両

軽トラック・軽バン・軽乗用車

### 2. 営業所

自宅で可能

### 3. 休憩睡眠施設

自宅で可能

### 4. 自動車車庫

- ① 営業所に併設か営業所から2km以内
- ② 計画する自動車が収容可能な事
- ③ 1両あたり8㎡以上
- ④ 自己所有地または1年以上の借入地
- ⑤ 都市計画法等関係法令に抵触しない事「農地法・建築基準法等」
- ⑥ 他の用途に使用される部分と区分されている事

## 5. 運送約款

- ・荷主の正当な利益を害する虞がないもの
- ・運賃及び料金の収受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が

明確に定められているもの

※国土交通大臣が定めて公示した標準約款でも可能

## 6. 損害賠償能力

- ・自賠償の他、任意保険に加入し十分な賠償能力がある事

## II 申請者が申請時に準備するもの

- ① 検査証
- ② 申請依頼書・・・・・・・・・・所有者が新車ディーラー・リース会社の場合
- ③ 軽自動車所有者承諾書・・・・軽協会に届け出がある場合
- ④ ナンバー
- ⑤ 住民票・・・・・・・・・・住所・氏名等の変更があった場合

## III 開業申請の流れ

- ① 申請者より申請資料の預かり
- ② 運輸支局へ届け出申請
- ③ 軽自動車検査協会にて営業ナンバーへ変更
- ④ 申請者へナンバー・検査証の引き渡し

(事務所へ引き渡しもしくは、宅急便で送付)

#### IV 料金

項目	提出先等	料金
貨物軽自動車運送 事業開業届け出申請料	鹿児島運輸支局 輸送課	5,500円
番号変更申請料	軽自動車検査協会	4,400円
送料	ヤマト運輸	650円
ナンバー代金	軽自動車検査協会	1,560円